

2019年1月28日 PL法について

※一言要約： 製造物の欠陥は、製造者としては未熟すぎる？

製造物責任法(通称 PL 法、平成 6 年 7 月 1 日法律第 85 号)は、製造物の欠陥により損害が生じた場合の製造業者等の損害賠償責任について定めた法規のことをいう。

製造業者等は、引き渡した**製造物の欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害した**ときは、これによって生じた損害賠償をする責めに任ずる。

ただし、欠陥の存在、欠陥と損害との間の因果関係については、被害者側に証明責任があり、加害者側である製造者等に証明責任を転換する立法はされていないことに注意が必要である。(出典: ウィキペディア(Wikipedia))

PL 法に関わらず、自分たちが製造した製造物に欠陥があるとこ自体が、製造業にとってあってはならないことですよね。このようなことを仕方がないと考えてしまうのなら、あまりにも未熟としか言いようがないと考えられます。

プロの仕事とは？と、今一度、考えてみてみましょう。